

創り手組織づくり指南事業募集要綱

創り手組織づくり指南事業について、次のとおり実施者を募集しますので、希望する法人は下記により応募してください。

I 募集期間

平成28年8月25日まで（必着）

II 事業の実施期間

平成28年9月9日から平成29年3月31日までの事業とする。

III 応募資格

次のすべてに該当する法人とする。

- 1 「VI 事業の目的・内容・実施条件」に即して事業を実施することができる法人であること。なお、事業の内容・実施条件は、内閣府地方創生推進室（以下「当室」という。）において想定した事業運営方法に基づいて示したものであり、応募しようとする者が、目的をより効果的、効率的に達成するために、追加の企画提案を行うことや、事業の内容・実施条件に必要最低限の変更を加える提案を行うことを妨げるものではない。
- 2 地方創生に関する理念を理解し、国や関係機関等と協力して、各地域における地方創生の取組を支援しようとする意思が認められること。
- 3 地域マネジメント、地方創生人材の育成・確保等に相当程度の実績を有する法人であること。
- 4 本事業の目的達成に向け、当室が示す各業務内容について、更なる有効な提案等を行えること。
- 5 以下の全てに該当すること。
 - (1) 補助事業を行うために必要な専門性を有している者。
 - (2) 補助事業を行うために必要な中立性及び公平性を確実に有している者。
 - (3) 会計処理、意思決定、責任体制等の方法について規約等が整備され、円滑な事業実施が可能であること。
 - (4) 次に掲げる要件を全て満たす者。
 - イ 公益性の高い事業を行うことができる者であること。
 - ロ 補助事業に関する知見及び理解を有する者であること。
 - ハ 不誠実な行為がなく、信用状態が良好であること。
 - ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ではないこと。
 - ホ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が所属していないこと。
 - ヘ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行ったか、行う恐れがある者ではないこと。

IV 応募方法

添付の応募用紙に必要事項を記入の上、以下まで持参又は郵送で応募すること。

郵送：〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1

内閣府地方創生推進室

V 応募者の審査及び決定の通知

1. 選定委員会による審査

採択に当たっては、当室において選定委員会を設置し、書面審査・ヒアリング等の方法により厳正に審査し、採否を決定する。なお、ヒアリングを実施する場合に要する旅費等については補助対象としないので注意すること。

2. 採否決定の通知

採否の決定後、速やかに当室より応募者に対し、決定の通知をすることとする。なお、選定委員会及びその評価内容は非公表とする。

3. 補助金申請等

採択された応募者に対し、交付要綱及び実施要綱を通知することとしているので、採択された応募者は、これらを受領後、速やかに交付要綱に従って補助金申請を行うとともに、実施要綱に従って事業の準備を始めること。

VI 事業の目的・内容・実施条件

1. 事業の目的

各地方公共団体において、今後、地方版総合戦略に基づき、日本版 DMO・地域商社・まちづくり会社などの共益的事業を担う事業主体（以下、「パブリックベンチャー」という。）の取組を本格的に推進するにあたって、突破力のある人材を活用し、民間事業ノウハウを持った、自走力の高い実行組織を形成することが成功の鍵となる。

しかしながら、地方には、こうした人材・ノウハウが不足しがちであり、先進的事例を見るに、「しがらみ」や「横並び体質」から脱却し、優れたリーダーと偶然出会えたことで成功している例が少なくない。

この点を踏まえ、本事業は、優れたリーダーとの偶然の出会いに頼るのではなく、事業主体の組織づくりを、しっかりとした仕組みに基づいて進めるため、地域しごと創生の「創り手」となるパブリックベンチャーの組成・運営・実行に向けて、こうした事業の実現可能性調査・分析を踏まえつつ、組織体制、人事、PPP・PFI の活用を含めた資金調達、ビッグデータの活用、活動情報の発信など、様々な側面から指南する約 10 名程度の「組織づくりプロデューサー」を選任し、組織形成に取り組む地域を支援することによって、各地方創生施策の成功可能性を高めることを目的とする。

2. 業務内容

次の（１）から（８）までの業務について、当室と連携しながら、行うものとする。業務遂行に当たっては、公正性・公平性に配慮するとともに、その業務の目的に照らし、

より効果的、効率的に目的達成できると認められる場合には、積極的に更なる有効な提案等を行い、当室と協議を行うこと。

(1) 創り手組織づくり指南事業事務局の運営

採択された事業者は、下記(2)～(8)の業務を行う、「創り手組織づくり指南事業事務局(以下、「事務局」という。)」の運営を行う。

(2) 地域しごと創生委員会の運営・支援

パブリックベンチャーなどの事業主体の設立を検討している地方公共団体等に対し、こうした事業の実現可能性調査・分析を踏まえつつ、組織・体制の基本設計などの事業主体立ち上げ段階における様々な側面からの指南(以下、「基本設計等指南作業」という。)を行う「組織づくりプロデューサー」の選定や、同プロデューサーの派遣対象とする地域側の事業主体の立上げ事案の選定、地域側と同プロデューサーとのマッチングなどを行う、有識者および当室職員により構成される「地域しごと創生委員会」の運営・支援を行う。

(3) 組織づくりプロデューサーの公募

パブリックベンチャーなどの事業主体の設立を検討している地方公共団体等に対し、こうした事業の実現可能性調査・分析を踏まえつつ、様々な側面から指南する「組織づくりプロデューサー」の募集を行う。なお、集まった応募者は、「地域しごと創生委員会」にて10名程度選定し、任命する。

(4) 地方公共団体等からの相談対応業務

パブリックベンチャーなどの事業主体の設立を検討している地方公共団体等からの相談対応(課題の抽出・整理など)を行う。また、「組織づくりプロデューサー」の派遣を希望する地方公共団体等の事業主体の立上げ事案については、「地域しごと創生委員会」に取り繋ぐ。

(5) 組織づくりプロデューサーの活動支援等

① 組織づくりプロデューサーの活動補助

上記(2)の「地域しごと創生委員会」を経て、地域側と組織づくりプロデューサーのマッチングが行われ、組織づくりプロデューサー等が、基本設計等指南作業を行うこととなった際は、当該活動が円滑に進むよう、同プロデューサー等の補佐業務(注1)を、同プロデューサーから要請があった場合に行う。

また、同プロデューサーが、「地域しごと創生委員会」でマッチングされた地方公共団体等に、基本設計等指南作業を行う際に、事務局が、同プロデューサー等に支払う費用については、原則、旅費・日当のみとする(注2)。また、基本設計等指南作業において、同プロデューサー等に、旅費・日当以外の費用支払いの必要性が生じた場合、その対応については、当室と協議する。ただし、地域側が、基本設計等指南作業終了後、組織の運営等を引き続き同プロデューサー等に依頼する場合、地域側との合意の上、それらにかかる費用については、地域側が負担する。

(注1) 組織づくりプロデューサーの補佐業務とは、主に下記の業務をいう。

- ・同プロデューサー等の当該地域への出張日程調整、旅費・日当支払および出張随行
- ・当該地域関係者との打ち合わせ時の議事要旨作成

- ・地域側の事業主体が行おうとする事業の実現可能性調査・分析の補助
- ・地域の課題の抽出・整理 など

(注2) 旅費・日当の単価基準等については、事前に当室と協議の上、決定する。

また、1プロジェクトあたりの出張旅費・日当の上限は、150万円を目安とし、事業期間内に組織づくりプロデューサーが指南するプロジェクト数は、全体で40を目安とする。なお、詳細については、採択された事業者と当室で協議の上、決定する。

② 組織づくりプロデューサーの支援体制構築

事業組成・ガバナンス面や、ファイナンス組成面、人材面などで知見・ノウハウを持ち、本支援事業と連携・協働が見込まれる企業・団体を開拓し、連携体制を整えつつ、事務局が中心となった同プロデューサーの支援体制を構築する。なお、連携・協働が見込まれる企業・団体との連携体制構築にあたっては、当室と協議しながら進める。

③ 組織づくりプロデューサーの活動結果報告

組織づくりプロデューサーが行った基本設計等指南作業により、組織・体制等の基本設計が完了した事案について、その活動内容を「地域しごと創生委員会」及び当室に報告する。

④ 組織づくりプロデューサーによる協議会の開催

組織づくりプロデューサー同士の活動報告・意見交換等を通じて、支援の質の高度化を図っていくために、協議会を四半期に1回程度実施する。

(6) 優良事例の収集・情報発信

本事業の機運醸成を図るため、先行的な優良事例を収集・取材する。また、冊子やウェブによる情報発信を効果的に実施する。

(7) 業務担当者に対する研修会

地方公共団体等の業務推進担当者等を対象に、本事業の周知を旨とする研修会を実施する。

(8) 実態等調査・分析等

事業主体の立ち上げを進めるにあたって明らかになった、課題等を調査・分析し、本事業の深化に向けた提案等を行う。

3. 事業実施に当たっての条件

(1) 職員の配置

本事業の実施に当たっては、原則として、責任者1名及び担当者2名以上（計3名以上）を専任者として配置すること。専任者を配置することが困難な場合であっても、常勤換算によって、3名分以上の人的体制を常に確保すること（例えば、勤務時間のうち、1/2は本事業の業務に従事し、1/2は他の業務に従事するような常勤職員が2名いれば、それをもって1名分とカウントする。）

なお、配置する職員は、相当程度の知識及び経験を有していなければならない。また、業務が集中する時期には職員を増員するなど、業務の円滑な推進が確保されるよう、柔軟な職員配置に努めなければならない。

(2) 委託

本事業の業務内容の一部を第三者に委託する場合には、事前に当室の承認を得ること。委託先との連携を図ること。

(3) 個人情報

関係機関と個人情報を共有する場合は事前に本人の同意を得るなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

(4) 著作権等

- ① 第三者が権利を有する著作物(写真等)を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を実施者において行うものとする。
- ② 本事業の業務内容に関し、第三者との間で著作権に係わる権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら当室の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

(5) 情報セキュリティ管理

実施者は、情報セキュリティポリシーを整備し、適切な情報セキュリティ対策を講じること。

(6) 効果測定、課題抽出及び報告

実施者は、当室に対し、事業の進捗を報告するために、定期的に報告会を開催するものとする。

また、VI 2. の実施について、客観的な指標に基づき、その効果を定期的に測定しなければならない。その結果及び当該結果に基づいて抽出された今後の課題についての報告書を作成し、当室に提出するものとする。

(7) その他

その他、支援事業を実施するに当たっては、実施者は、当室と常に緊密に連携し、その指示に従わなければならない。

4 補助金の交付を受けるに当たっての条件

(1) 経理区分

実施者は、本事業に係る経理と他の経理を区別しなければならない。

(2) 対象経費等

経費の補助については、別に定める交付要綱に基づいて行われるものである。

① 国庫補助基準額 (定額 (10/10 相当))

101,626 千円

なお、上記基準額については、別に定める交付要綱において定めるものであり、現時点における目安として設定しているものであることに留意すること。

② 対象経費等

対象経費については、俸給及び諸手当、社会保険事業主負担金、諸謝金、職員旅費、委員等(組織づくりプロデューサー等を含む。)旅費、庁費(備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、会議費、燃料費、賃金及び雑役務費)、委託料を予定している。

(3) 書類の管理

実施者は、補助金に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成すると

ともに、支援事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を支援事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

なお、補助額は、次により算出された額とする。ただし、区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 内閣総理大臣が定める基準額と補助対象となる経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

② ①により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人については寄付金を除く。）を控除した額と比較して少ない方の額を交付額とする。

(4) 補助金交付目的外利用の禁止

事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、内閣総理大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

なお、内閣総理大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(5) 善管注意義務

事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(6) 仕入控除額確定の報告

事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに内閣総理大臣に報告しなければならない。

なお、実施者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、内閣総理大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(7) 実績報告の提出

別に定める交付要綱に定めるところにより、事業実績報告書を内閣総理大臣に提出して行わなければならない。

なお、内閣総理大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。